

# 蛭池文化幼稚園新制度説明書



認定こども園  
蛭池文化幼稚園

平成 27 年度から施行された「子ども・子育て新制度」に伴い、昨年度より当園は以下のように取り組んでおります。複雑な制度ですが、できるだけ混乱の無きよう詳細にご説明いたします。

## 1.名称と定員数 (平成29年9月1日現在)

- 認定こども園（幼稚園型） 蛭池文化幼稚園=定員210名（内1号認定児180名・2号認定児30名）
  - 3歳児 3クラス 実員55名（内1号認定児49名・2号認定児6名）
  - 4歳児 3クラス 実員67名（内1号認定児55名・2号認定児12名）
  - 5歳児 3クラス 実員74名（内1号認定児59名・2号認定児15名）
- 合計 実員=196名（内1号認定児163名・2号認定児33名）

## 2.認定と入園方法

- 1号認定の方
  - 1号認定児の平成30年度入園児募集は、9月1日～願書配布、10月1日受付です。この時点で入園が決定します。1号認定児の認定手続は園がまとめて豊中市に行います。
- 2号認定の方（あっぷるこども園よりの進級児）
  - 平成30年2月くらいに豊中市子ども未来部に継続書類の提出をします。その時点で3号認定から平成30年度の2号認定の在籍となります。
- 2号認定の方（在園児で2号認定に変更する方）
  - 変更する前月の5日までに2号認定の申請書類一式を豊中市子ども未来部、又は幼稚園までご提出ください。豊中市の認定と当園の2号認定枠を考慮し利用調整を行います。前月の25日くらいまでに決定されます。

(定員が一杯の場合、変更できないことがあります)

## 3.昼食について

- 1号・2号認定両方
    - 月・火・木は園負担で給食を提供いたします。金曜日はお弁当持参です。
    - 1号認定児の水曜日の預り保育時
    - 2号認定児の水曜日の2号保育中
- ともに実費で給食を注文することができます。  
(※アレルギー及び土曜日の給食には対応できません)

## 4.預り保育（ファミリークラス）

- 1号認定児でお仕事やご用事などで預り保育の利用を希望される方
  - (午後保育日) 月・火・木・金曜日：15時から18時まで（600円）注…14：45分より料金が発生します。
  - (午前保育日) 水曜日：12時から18時まで（1,200円）注…11：45分より料金が発生します。
  - (休園日) 土曜日：8時から18時まで（2,000円）注…土曜日の預り保育利用には勤務証明が必要です。
  - 延長保育：18時から19時まで（200円）
  - 早朝保育：7時から8時まで（200円）
- 2号認定標準時間
  - 月曜日～土曜日：7時から18時まで（保育料に含まれています。なお、幼稚園教育時間は午前9時～午後3時までです）
  - 延長保育：18時から19時まで（200円）
- 2号認定短時間
  - 月曜日～金曜日：9時から17時まで（保育料に含まれています。なお、幼稚園教育時間は午前9時～午後3時までです）
  - 延長保育：17時から19時まで（200円/1時間）
  - 早朝保育：7時から9時まで（200円/1時間）

## 5.保育料について

裏面に記載しております。

前年度の市民税所得割額によって決定されます。1号認定児は6段階、2号認定児は8段階に区分されています。各ご家庭の保育料は豊中市により決定され、連絡されます。また第2子・第3子の考え方は、1号と2号で異なり、1号認定児は小学校3年生までカウントされますが、2号認定児は小学校就学前までしかカウントされません。  
※多子制限が緩和されました。

## 5.保育料について

- 市基本保育料

階層区分	定 義	月額保育料		
		年取のめやす	第1子	第2子 第3子以降
第①階層	生活保護世帯	—	0	0
第②階層	市民税非課税世帯	270万円以下	2,700	0
第③階層	所得割額 77,100円以下世帯	360万円以下	8,200	0
第④階層	所得割額 211,200円以下世帯	680万円以下	14,800	0
第⑤階層	所得割額 350,600円以下世帯	1,000万円以下	18,100	0
第⑥階層	所得割額 350,601円以上世帯	1,000万円以上	18,900	0

(注)

- 上記所得階層区分は、4月分から8月分までは、前年度の市民税によることとなります。9月分からは当年の市民税による区分となります。
- 市町村民税の所得割は、寄附金控除除、外国税除、配当割・株式譲渡所得割除、配当控除、住宅借入金等特別税除、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税除を行う前の額を用いるものとします。
- 一般世帯で、市民税所得割額が57,700円未満の場合、無償（上記表の第3子以降の額）となります。
- 1子の半額（100円未満の兄・姉があり、兄・姉から数えて第3子以降で、前述の要件に当てはまらずに保育料の軽減を受けられない場合は、第1子の半額となります。
- 一般世帯で、市民税所得割額が77,100円未満の世帯で、生計が同一の子ともが2人以上いる場合は、年齢の高い児童の順に2人目は、第1子の半額となり（上記表の第2子の額）、3人目以降は、無償（上記表の第3子以降の額）となります。
- 保育料は年間の必要経費を月額に算定しているものとします。長期休業期間中も月額の保育料の納付が必要です。
- 税の還付、修正申告等により年間の途中に税額更正があった場合や保護者の結婚・離婚など家庭状況に異動があった場合は、保育料が変更になることがありますので速やかに届出してください。
- 保育料の算定時に保護者である父が収入が少なく、母が収入の多い妻の市民税の所得割額で保育料を決定します。
- 保育料算定時に、必要書類の提出が無い場合は、第6階層とみなしてこの表を適用します。（ただしその後、資料の提出があった場合は当該年度内に限り、遡って保育料を決定いたします。）
- 上記金額には、用品代・給食費・延長保育料等は含まれていません。（事前に各施設にて、ご確認ください）

階層区分	定 義	3歳児		4歳以上児	
		標準時間	短時間	標準時間	短時間
第①階層	生活保護世帯	—	0	0	0
第②階層	市民税非課税世帯	260万円以下	3,000 (0)	3,000 (0)	3,000 (0)
第③階層	所得割額 48,600円未満世帯	330万円以下	9,100 (4,600)	9,000 (4,500)	9,000 (4,500)
第④階層	所得割額 97,000円未満世帯	470万円以下	18,400 (9,200)	18,000 (9,000)	17,700 (8,900)
第⑤階層	所得割額 169,000円未満世帯	640万円以下	33,700 (16,900)	30,300 (15,200)	29,800 (14,900)
第⑥階層	所得割額 301,000円未満世帯	930万円以下	37,000 (18,500)	36,400 (18,200)	32,000 (15,800)
第⑦階層	所得割額 397,000円未満世帯	1,130万円以下	37,000 (18,500)	36,400 (18,200)	31,500 (15,800)
第⑧階層	所得割額 397,000円以上世帯	1,130万円以上	37,000 (18,500)	36,400 (18,200)	31,500 (15,800)

(注)

- 上記所得階層区分は、4月分から8月分までは前年度の市民税による区分、9月分からは当年の市民税による区分となります。
- 市町村民税の所得割は、寄附金控除除、外国税除、配当割・株式譲渡所得割除、配当控除、住宅借入金等特別税除、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税除を行う前の額を用いるものとします。
- 一般世帯で、市民税所得割額が57,700円以上の世帯で、**小学校就学前の子さんが2人以上いる場合は、年齢の高い児童の順に2人目は、第1子の半額**（100円未満の兄・姉があり、兄・姉から数えて第3子以降で、前述の要件に当てはまらずに保育料の軽減を受けられない場合は、生計が同一の小中学生以上の兄・姉があり、兄・姉から数えて第3子以降で、前述の要件に当てはまらずに保育料の軽減を受けられない場合は、第1子の半額（上記表の第2子の額）となります。
- 一般世帯で、市民税所得割額が57,700円未満の世帯で、生計が同一の子ともが2人以上いる場合は、年齢の高い児童の順に2人目は、第1子の半額（上記表の第2子の額）となり、3人目以降は、無償（上記表の第3人子以降の額）となります。
- 2歳以上児については、上記金額以外に主食給食費として月1,000円が必要です。**(当園では徴収しません)**
- 無償の適用を受けている児童は無料となります。
- 児童の年齢が年度途中で3歳に達して2号認定に切り替わった場合でも、その年度中は3号認定の保育料となります。
- 税の還付、修正申告等により年間の途中に税額更正があった場合や保護者の結婚・離婚など家庭状況に異動があった場合は、保育料が変更になることがありますので速やかに届出してください。
- 保育料の算定時に保護者である父が収入が少なく、母が収入の多い妻の市民税の所得割額で保育料を決定します。
- 保育料算定時に、必要書類の提出が無い場合は、第8階層とみなしてこの表を適用します。（ただしその後、資料の提出があった場合は当該年度内に限り、遡って保育料を決定いたします。）

平成29年度1・2号認定児共通 蛭池文化幼稚園特定実費保育料		△入園時に必要な費用		△利用児に必要な費用	
検定料	1,000円	入園申込時に お持ちください。	教育充実費	3,500円	往復 2,500円 片道 1,500円
入園準備金	30,000円	入園面接時に お持ちください。	行事費	1,500円	600円/日
施設協力費	20,000円×3回	在園中、年1回4回 振替になります	保護者会費	1,000円	水・曜のある土曜日以外前寮日 12:00～18:00(おやつ代)
入園準備金は返還しません。施設協力費は、施設に返された時点で、残りの年数を返還いたします。			知育教育教材費	500円	月・火・木・金曜日は午後保育日 15:00～18:00(おやつ代)
※お弁当などは一切徴収いたしません。					水・曜のある土曜日以外前寮日 12:00～18:00(おやつ代)
※納付して頂く授業料等一切の費用にかかる消費税は別途いただきます。					保育の日は平日は休園日 8:10～18:00(100円おやつ代)
※兄弟等同時入園又は同時在園となる場合は、施設協力費の1/2を減免いたしますので、10,000円×3回各年度4月別戻しとなります。					早朝保育7:00～8:00(H) 延長保育18:00～19:00(H)
					①年に準ずる・時期により、制時代、用品代、年間チャージ代、お別れ返戻金、卒園アルバム代等の費用がかかります。

- 特定・実費保育料
  - 認定こども園に通園することも（1号認定及び2号認定）は、各市町村の決定した基本保育料と私立認定こども園の定めた特定保育料を合わせた額を、毎月園にお支払い頂くこととなります。